

民間活用事業者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針

3 川総行革第 622 号
令和 4 年 3 月 29 日総務企画局長決裁

(目的)

第 1 条 この指針は、「川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）」（以下「設置条例という。」）に規定する民間活用事業者選定評価委員会等の委員の選定にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象機関)

第 2 条 この指針において手続きの対象となる機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置条例に規定する川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）第 1 条に掲げる局及び本部、区役所並びに教育委員会事務局の民間活用事業者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）
 - (2) 設置条例に規定する川崎市保育所等整備事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）
- 2 前項に掲げるもの以外の施設の管理運営等に関する事業者の選定等を所掌事務とする附属機関及び公営企業管理者が設置する前項に掲げるものに類似したものについては、この指針に準じた措置及び適正な運用を図るよう努めるものとする。

(委員の選任)

第 3 条 前条第 1 項 1 号及び 2 号に規定する選定評価委員会及び事業者選定委員会の委員は、次に掲げる学識経験者から選任することを基本とする。

- (1) 当該民間活用事業に関して専門的知識又は経験を有する者
 - (2) 公認会計士又は税理士
 - (3) その他民間活用事業の特性に応じて調査審議に必要と認める者
- 2 前項に掲げる委員のほか、会長が必要と認める場合は、関係職員その他関係者を出席させることができる。また、関係者に資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥等)

第 4 条 民間活用事業者の選定に際し、公告により申請してきた民間事業者その他の団体と自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に利害関係があるなど公正な判断をすることができないと認められる委員は、当該選定案件に係る議事から除くものとする。

- 2 民間活用事業者の行った民間活用事業の評価に際し、当該民間活用事業者と自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に利害関係があるなど公正な判断をすることができないと認められる委員は、当該評価案件に係る議事から除くものとする。
- 3 前 2 項の規定に抵触していた事実が事後に判明した場合は、原則としてすべての委員を入れ替え、改めて選定、評価を行うものとする。

(委任)

第4条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。